

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第296号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月22日 03時10分ごろ	
発生場所	愛媛県西予市 大崎鼻灯台から真方位280° 6,000m付近 (概位 北緯33° 19.8′ 東経132° 18.6′)	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者からの意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十六海幸丸、125トン 129950、有限会社昭和水産 B 漁船 第二雅丸、6.45トン EH-6279（漁船登録番号）、個人所有【船長B】	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） A 機関員、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷船尾部舷縁の折損及び脱落	
事故等の経過	A船は、船長ほか8人が乗り組み、南西進中、B船は、船長1人が乗り組み、船首を南南西に向けて、サワラさし網を揚網中、平成21年10月22日03時10分ごろ、大崎鼻沖においてA船の右舷船首とB船の左舷船尾とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、大崎鼻沖を南西進中、機関員Aが、見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、船長Bが、B船が漁ろう中なので、他船が避けてくれるものと思込み、見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、大崎鼻沖において、A船が南西進中、B船が漁ろう中、両船が見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	